

合併協定進行管理(都市整備課)

合併協定項目進行管理個表

第11回協議会確認																																
21 -18 都市計画関係事業の取扱い				1 (整理番号)																												
<p>(1) 都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p>																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>合併前</th> <th>合併時</th> <th>選挙議会</th> <th>H17当初 編成時</th> <th>H18.4</th> <th>H19.4</th> <th>H20.4</th> <th>H21.3</th> <th>H22.4</th> <th>H23.4</th> <th>H24.4 以降</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>着手</td> <td></td> <td>完了</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>											合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.3	H22.4	H23.4	H24.4 以降						着手		完了			
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.3	H22.4	H23.4	H24.4 以降																						
					着手		完了																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>部名</th> <th>建設部</th> <th>課名</th> <th>都市整備課</th> </tr> </table>											部名	建設部	課名	都市整備課																		
部名	建設部	課名	都市整備課																													
例規調整完了				-							例規等の調整不要																					
廃止				-																												
例規調整中				-							完了予定年月日 : 平成 年 月 日																					
<p>【調整経過】 H19年度に市都市計画マスタープラン策定に着手し、H20年度に完成した。</p>																																
<p>【内容】 市総合発展計画、市国土利用計画等の上位計画を踏襲しながら、住民の意向や都市計画の課題等を把握して、目標及びその実現手法等の基本方針(マスタープラン)を策定する。この基本方針は今後の都市計画の決定の基本となる。</p>																																
<p>【問題点】 (1)合併により市内に都市計画区域が3地区となり、それぞれの方針等が異なる点があることから調整が必要となっている。 (2)都市計画マスタープラン及び都市計画決定には、国や県の同意、関係機関との協議、公聴会、縦覧等の多様な手続きを要することから、長い期間を要する。このことから、今後も都市計画業務には時間と費用を要する。</p>																																
<p>【実施状況】 H19年度に都市計画マスタープラン策定に着手し、H20年度に完成した。その後は、都市計画区域、用途地域、街路等の各種計画の見直しを図る。</p>																																
<p>【合併効果】 市都市計画マスタープランを策定することにより、現在市内に3地区ある都市計画区域の統合や計画方針の統一を図ることができる。そのことにより、住みよい市街地形成が図られる。</p>																																